

平成30年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成30年11月27日（火）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時41分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 平成30年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 徳島県月見が丘海浜公園の指定管理者の指定について（資料1）
- 議案第12号 旧吉野川流域下水道の指定管理者の指定について（資料2）
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 海部道路の都市計画決定について

瀬尾政策監補

それでは、今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、平成30年度11月補正一般会計・特別会計予算の債務負担行為でございます。

また、その他の議案等といたしまして、指定管理者の指定及び専決処分の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

まず、一般会計の債務負担行為でございます。

今回、追加計上いたしておりますのは、徳島県月見が丘海浜公園の平成31年度から35年度までの指定管理料と県営住宅建設事業工事請負契約であります。

この県営住宅建設事業工事請負契約と2ページにかけて記載しております各課の工事請負契約などは、建設工事における施工時期の平準化や事業効果の早期発現を図るため、来年度事業の一部を今年度の支出を伴わずに前倒しで発注する債務負担行為、いわゆるゼロ県債として債務負担行為を設定又は限度額を変更するものでございます。

また、流域下水道事業特別会計につきましては、旧吉野川流域下水道の平成31年度から平成35年度までの指定管理料として、記載の額を限度とした債務負担行為を設定するものでございます。

3 ページを御覧ください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、（1）指定管理者の指定についてでございます。

平成31年度に指定管理者を更新する施設につきまして候補者の選定を行った結果、都市計画課所管の徳島県月見が丘海浜公園につきましては株式会社スタッフクリエイトを、水・環境課所管の旧吉野川流域下水道につきましては徳島県建設技術センターとテスコ株式会社で構成する、旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体をそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。なお、選定結果等につきましては資料を提出いたしておりますので御参照ください。

4 ページをお開きください。

（2）専決処分の報告についてでございます。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について記載しております。海部郡美波町などで発生しました道路事故8件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

海部道路の都市計画決定についてでございます。

配付資料はございません。阿南安芸自動車道、牟岐町から高知県東洋町野根間につきましては本年7月から地元説明会を開催するなど、徳島・高知両県におきまして、都市計画手続を進めてまいりましたところ、去る11月16日、両県同時に手続が完了しルートが決定いたしました。

海部道路は、県南地域の活性化はもとより、平時の救急・救命、災害時の命の道として、なくてはならない道路であることから、今後、来年度に新規事業化できるよう、国に対し強く訴えてまいりますので、委員の皆様方の御支援をよろしくお願い申し上げます。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

議案の旧吉野川流域下水道の指定管理について聞いておきたいと思います。

指定管理料が5年間で13億7,221万円余りということですが、この指定管理料に基づいて指定管理の業務内容、どういう仕事を対象にしているのかということについて、まず説明を頂きたいと思います。

三好水・環境課長

旧吉野川流域下水道の指定管理について質問いただきました。

5か年で13億7,221万円ということで予算計上させていただいております。

今の指定管理の内容につきましては旧吉野川流域下水道の最終処分場といいますか、終末処理場の維持管理と県が管理しております幹線管きょ24キロメートルの維持管理、点検をお願いしておりますものでございます。

山田委員

終末処理場及び24キロメートルに及ぶ県の幹線管きょの維持管理をやっているということです。

この指定管理は今も瀬尾政策監補から説明があったのですが、いつから始まって今までに幾ら指定管理料を払ったのかについても聞いておきたいと思います。

三好水・環境課長

平成21年から旧吉野川流域下水道が供用しており、平成24年まで直営でやっておりました。指定管理は平成25年から3か年、平成25年、平成26年、平成27年が1回目で、平成28年、平成29年、平成30年で2回目の指定管理をしているところでございます。

今回、平成31年から5年でやっていくこととなりますが、今数字がすぐに出てきませんが、平成30年度予算が2億1,400万円となります。5か年で水量によって増えてきていますので、過去の3か年の予算は手元にはございませんが、後で御報告させていただけたらと思います。

山田委員

後でこれはきちんと出していただきたいと思います。

それで、今まで過去2回は3年間の更新となっておったのが、今回5年間というのはなぜこうなったのですか。

三好水・環境課長

指定管理の原則が5か年というのが標準になりましたので、それに特別の理由がない限りは5か年で処理させていただきました。

山田委員

標準が5か年ということで、今回5か年に変えたということですが、当初、平成25年から始まった指定管理については、現在と同じこの共同事業体が手を挙げてきたのか、以前に競争相手みたいなのはあったのか、当初含めてそのへんはどうですか。

三好水・環境課長

第1回の平成25年度は公益財団法人徳島県建設技術センターが直接受けてやっておりました。2回目も公益財団法人徳島県建設技術センターでございます。

今回は公益財団法人徳島県建設技術センターと水管理をしておりますテスコ株式会社が共同事業体でございましたが、過去の2回は公益財団法人徳島県建設技術センター単独でやっておりました。今まで公募があったのかというお話ですが、応募要件に合致するのが

公益財団法人徳島県建設技術センターということで今までも1社のみでございました。

山田委員

1社のみだったということでした。そして、この一定のお金を掛けて幹線管きよと終末処理場の維持管理をしているということですが、その指定管理の効果とそして課題というのはあるのか、検証されているのかという点についてもお伺いしたいと思います。

三好水・環境課長

指定管理の効果と課題という質問を頂きました。

効果といたしましては平成21年から平成24年まで直営でやっておりましたが、そのときは職員の給料、委託費も含めまして費用的には指定管理になってコストの縮減が図れておるかとは思いますが。

課題といたしましては、指定管理としまして県内業者で請け負ってもらう原則でやっておりますので、県内業者の育成というのが一つ課題であるかとは思っております。

山田委員

県内業者の育成が課題だということで、これについてもまた引き続き聞いていきたいのですが、実は流域下水道は9月付託委員会のときにも議論しました。そのときに三好水・環境課長から直近までで県として338億円という報告もありました。この338億円の中には、今日は残念ながら平成30年度予算の2億円余りしか分からなかったのですが、それは維持管理としてこの中に含まれているということなんですか。それともまた別なんですか。

三好水・環境課長

この前申しました費用というのは建設費用でございまして、今回これは維持管理でございまして。これは含まれておりません。

山田委員

当初2,100億円は関連市町も含めてということになっていたが、これ建設費用であって、維持管理は別に発生しているということになりますので、流域下水道そのものが非常にばく大なお金になっていると思うので、これについてはまた付託委員会でも時間があれば聞かせていただきたいと思います。

それともう1点、月見が丘海浜公園の指定管理についても今言ったような内容で、過去も分かっていたら、どういう状況だったのかも含めて簡潔で結構ですから教えていただけますか。

鍬田都市計画課長

月見が丘海浜公園の過去の指定状況でよろしいでしょうか。

平成19年度から指定管理が始まっておりまして、それ以降平成30年度まで指定管理が続いております。

平成19年度から平成21年度につきましては松茂町が指定管理をしております、平成22年度以降は、現在の株式会社スタッフクリエイトが指定管理している状況でございます。

契約額につきましては平成19年度からの3年間につきましては年間5,500万円、平成22年度から平成24年度につきましては年間5,200万円。同じく平成25年度から平成27年度の3年間につきましては5,140万円、平成28年度から平成30年度につきましては5,190万円でございます。

山田委員

大体状況が分かりました。

議案についてはそういうことで、緊急課題で1点聞いておきたいと思います。

一つは免震制御装置のデータ改ざん。KYB株式会社と子会社で不正の疑いがある装置が徳島県内に9施設あったということですが、現在はどういう状況になっているのかまずお伺いします。

森住宅課長

免震・制振オイルダンパーの不正行為についての現状についてでございます。

去る10月16日、KYB株式会社及びカヤバシステムマシナリー株式会社が製造した、国土交通省の大臣認定等の内容に適合しない免震・制振オイルダンパーが全国の事務所、病院、庁舎等に設置されていると公表されてございます。

10月16日時点では、全国で986施設のうち県内9施設、続きまして11月9日時点で全国894施設のうち県内8施設と修正で公表されてございます。

山田委員

現在は8施設と県内では言われてるということでしたが、施設名は全て公表されていない状況ですが、県はそのことをどう思っているのか。その利用者はもちろんですが、その周辺やいろいろな関係があるので全てを把握する必要があると思いますが、今公表されている所の状況そして公表されていない所について、どう対応するのかということについても聞きたいと思います。

森住宅課長

施設名が公表されていない施設について公表されないのかという御質問でございます。

現在、対象施設の公表につきましては、KYB株式会社が建築物の所有者と施工者の両方に公表して良いかという確認を取っております、了解が得られたものについてのみ公表しているところでございます。

本県では、11月2日にNHK徳島放送局、県立中央病院、社会医療法人川島会川島透析クリニックの3施設が公表されている状況でございます。

続きましてもう1点、県営住宅の小松島団地1号棟についても、株式会社川金ホールディングスから公表されておりましたが、県として入居者への不安を払拭するため、不適合が公表された23日にその事実を独自に公表しているところでございます。

山田委員

確認ですが、森住宅課長から言われたのが、県立中央病院、NHK徳島放送局、吉野川医療センターという所までの上に、新聞報道ではクレエ秋田町というのが報道されていますが、これについては公表の中にはいわゆる調査したが該当がないという理解で良いのかという点についてもお伺いしたいと思います。

森住宅課長

吉野川医療センターとクレエ秋田町につきましては、KYB株式会社からは了解が取られたという内容の報告を受けておりませんので、新聞報道によるものと思います。

山田委員

初めの三つに、新聞報道でされてるこの二つは別物という状況ということですね。

そしたら装置の調査時期について、施設管理者と具体的な協議はどういう状況になっているのですか。進んでいるのか、進んでないのかという点についてはどうですか。県立中央病院は関係者から聞きました。残念ながら進んでいるという状況にはなっていないと聞いてますが、当然、建築基準法の関係で県土整備部の所管ということになりますので、そのあたりについてはどういう状況になっているのですか。

森住宅課長

中央病院については、現在KYB株式会社に対し中央病院から、来庁して丁寧な説明や適合品への速やかな交換を強く要望している状況でございます。11月15日にKYB株式会社の担当者と施工業者が来庁しまして、不適合製品の交換の確約の文書や是正に向けた作業進捗状況の報告があったところでございます。

現在担当者の説明では、KYB株式会社で不適合製品の設置された物件につきまして、国土交通省の指示に基づきまして、まずは所有者等の関係者への丁寧な説明と物件ごとの構造安定性の確認を行っているところでございまして、物件ごとの具体的な交換スケジュールや体制等については現時点では未定というところでございます。

山田委員

現時点では未定ということですね。こんなことで果たして良いのかと思うのですが、合わせて聞きますが、このKYB株式会社の分で県内での8か所といわれた部分では、KYB株式会社については免震オイルダンパーが使用されている施設で制振ダンパーはないのかという点が1点。

それと免震ダンパーには、大臣認定不適合プラスマイナス15%という基準があると聞いているのですが、県内の施設は大臣認定不適合があるのか。顧客契約不適合というか、プラスマイナス10%の分であるのかということ、その違いも含めて御答弁いただけますか。

森住宅課長

まず1点目の、KYB株式会社の8施設について制振ダンパーがあるのかどうかということですが、これにつきましては全て免震ダンパーということでございます。

続きまして2点目が15%の大臣認定に入っているものなのかというところでございます。

今回、県内にあるものにつきましては大臣認定には入っているが、顧客の10%の規定に入っていないという状況でございます。

山田委員

大臣認定のプラスマイナス15%に該当する部分は、県内にはないということですか。

須見委員長

小休します。（11時01分）

須見委員長

再開します。（11時02分）

森住宅課長

今回のKYB株式会社の分につきましては10%に入っているか入っていないかという部分でございますが、一部不明というものがございまして、それにつきましては15%に入っていない可能性があるというものでございます。

山田委員

いや、一部不明は15%に入っていない可能性があるという森住宅課長の答弁ですが、もう少し分かりやすく御答弁いただけませんか。

須見委員長

小休します。（11時02分）

須見委員長

再開いたします。（11時03分）

谷本県土整備部次長（道路創生・県土強靱化担当）

先ほど、森住宅課長から言いました、今、公表されている施設については、大臣のプラスマイナス15%以内には入っております。

大臣認定は合格していますが、顧客との契約プラスマイナス10%以内には入っていない製品が含まれているという状況でございます。

山田委員

施設の内のどれぐらい。

森住宅課長

現在、不明の施設が3施設あります。

須見委員長

小休します。（11時04分）

須見委員長

再開いたします。（11時05分）

谷本県土整備部次長（道路創生・県土強靱化担当）

すいません。詳細の数字につきましては正確な数字は今整理できておりませんので、後ほど報告させていただくということによろしいでしょうか。

山田委員

非常に不思議というか、本来ここは当然、大きな県政の重要関心事の一つですから、今の答弁というのは納得できないんですが、時間ばかりがたつようなので、きちっとその点については後で急いで出してほしいと思います。

混乱が長期化の懸念ということも言われています。施設利用者や県民の不安解消に向け、県として建築基準法違反の疑いということもあるわけですから、県土整備部できちっと対応がいると思うのですが、具体的にどういう体制でどう対応していくのかということについてお伺いします。

森住宅課長

現在、病院局と県土整備部が連携しまして、この不正のオイルダンパーに対する対応を進めたいと考えております。

山田委員

そういうことで、やはり不安解消に向けて住宅課を中心ということになるかもしれないが、どういう体制で臨んでいくのか、また後で聞くのですが、もう一つ個別の問題で株式会社川金ホールディングスの話がありました。

県内2か所で県営小松島団地ということでKYB株式会社だけでなく、株式会社川金ホールディングスも出てきたということですが、問題のオイルダンパーというのは2010年2月から2011年5月まで104件ということになっています。これは必要な措置についての協議はどう進められているのですか。

森住宅課長

県営小松島団地につきましては、今回制振オイルダンパーを設置されていることが判明し、建築基準法に基づきまして11月9日に株式会社川金ホールディングスに文書を送付しているところでございます。

山田委員

文書を送付しているというのは、なるほどと思うのですが、具体的な協議はどういう状

況になってるのかということについて答えていただきます。

県民の皆さんからやはり不安の声が上がっているんですよ。文書を出しましたよということだけでそうですかというわけにいかないと思うのですが、そのへんはどうお考えなんですか。

森住宅課長

株式会社川金ホールディングスのほうにつきましては、文書を送付するとともに建築基準法規定への適合状況、検査データの検査結果、不適合があった場合の是正計画書につきまして、速やかに提出を求めているところでございます。

山田委員

先ほどもKYB株式会社の分も言うたのですが、不明の分もあるという状況です、まだ調査中やと。そうしたら県としてこれだけ今大きな問題になっている、また不安を県民の皆さんにも利用者にも与えているような状況の中で、この問題に対してどう特別体制を取るのかどうか知りませんが、それぐらいやっていかないと。もちろん全国いろいろな所あります。難しさも理解してます。しかし、県民にとっていつまでもというわけにはいかない。一定の節を決めてここまでは県として不退転の決意でやりたいという状況を示す時期にきてるだろうという県の構えの問題。

それと施設の公表について協議中だと、相手もあることだからということだが、県としては全ての施設について把握するという立場でいかれてるのですね。その点も合わせて対応の問題と、そして施設公表の問題と県の覚悟、姿勢についてお伺いしたいと思います。

北川県土整備部副部長

KYB株式会社また株式会社川金ホールディングスの不正問題についての県の覚悟、思いを御質問いただきました。

この報道によりますと、不正行為はかなり以前から行われていたということでございます。耐震という人々の命と安全を守る社会的使命がある会社が本当に自覚に欠けるということで、私ども強い憤りを感じているところでございます。

今、どういう体制を取っているかということにつきましては、まずは、病院局がKYB株式会社から公表があったということで、当然当事者である病院局の立場というか、私どもとしては、すぐさま病院局に対しまして協力体制という形を取り、今チームを立ち上げておりまして、病院局と建築行政をつかさどる住宅課、それと県の中で建築を管理する営繕課でチームを作りまして、中央病院を早期に元に戻すというか、こういったことの対応チームを作って対応しているところでございます。

もう一方、株式会社川金ホールディングスを今説明があったとおり、すぐ呼びつけたところでございますが、少し両者の違いというのが、KYB株式会社は以前から国土交通省といろいろ調整した結果のものに対し、株式会社川金ホールディングスは、それを聞いてから出したというようなことで、件数は小さいのですがまだ病院局の状況までは至ってないところでございます。

呼びつけて早期に復旧するということまでできているのですが、まだいつできるかと

か、いつ製品が届くとかそういったことの回答が入ってないということでございます。改めて先ほど言いました、文書と早く直すようにするということは、再三申し入れているところでございます。

国の指導等もでございます。できるだけ早く原因の究明を図るとともに企業に要請をしていく、早く元どおりにしていただくということを改めて強く申し出ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

山田委員

いや、強く要請している姿勢というのは分かったのですが、例えば、もちろん相手があることなのですが、今年中に一体どの点まで県としてはいこうとしているのかが1点と、それと先ほど施設の公表、不明調査中ということで明らかになってない部分もあります。施設公表についての県の姿勢、北川副部長その点もお答えください。

北川県土整備部副部長

公表になっていないものにつきましては、国が所有者の同意を得てからということでございますので、私どもから公表するというのは差し控えたいと思います。

ただし、私どもも建築行政を管理する立場でございますので、その方たちがどういった状況であるかというのは、当然コントロールといいますか、しっかり対応できているかどうかというのは注視していきたいという形でおりますし、技術的な助言等の要請があれば、しっかりと対応していくという形でやらせていただきたいと思います。

山田委員

ですから一つの節が年内にありますよね。今年度もあるが年内までには、もちろん国のほうのは、また相手の動きはあるが、県としては少なくともこういう状況に持っていこうと、いきたいという方向なり目標というのは具体的に持っているのですか。

北川県土整備部副部長

早期にということで、再度、要請をさせていただこうと思っております。

その上で議会に対しまして、改めて、節目でどういった状況になっているかというのを報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

山田委員

今の答弁に基づいて重要な問題になってきますので付託委員会でもその後の状況についても聞いていきたい。状況について資料等は速やかに出してほしい、そう複雑なものではないと思います。よろしく申し上げます。

谷本県土整備部次長

先ほど山田委員から質問ございました、県立中央病院の免震ダンパーの性能につきまして、中央病院については総数20個付けておまして、その内、性能としてプラスマイナス10%以内に入っていないものが13個という状況になっております。

岸本委員

緊急案件ということでお尋ねをしたいと思います。

11月8日に発表になりました四国横断自動車道、徳島ジャンクションから徳島東インターチェンジ間が遅れるということですが、平成31年度完成ですが、最悪でも来年度3月末としましたら、あと1年5か月で出来上がるという計画が、この1年5か月で更に2年伸びるという発表。これ聞きまして非常に違和感というかおかしすぎます。皆さんもそう思ったと思います。それについての原因が何だったのかということについて、まずはお尋ねをします。

遠藤高規格道路課長

なぜ2年も伸びるかということで、これの至る経緯について少し御説明させていただきますと、四国横断自動車道の津田インターチェンジから徳島ジャンクション間、ここにつきましては西日本高速道路株式会社と国土交通省が工事をされておりますが、この工事がそれぞれ最盛期を迎えるということから工事の進捗状況や課題に対する情報共有を図って、意見交換を行うことを目的に7月25日に四国横断自動車道連絡会議というのが設置され、第1回の会議が開催されました。

この会議の中で西日本高速道路株式会社からは、徳島東インターチェンジから徳島ジャンクション間における、特に吉野川大橋の工事につきまして想定以上の難工事となっており、工事工程に影響を及ぼす可能性があるため検証を行う必要があるという報告がございました。県といたしましては直ちに西日本高速道路株式会社に対しまして、速やかに全体工程を検証するとともに、工事の安全性を確保した上で所期の完成目標を達成するよう要請を行ったところでございます。

その後、台風が3度ほど来襲した影響もございまして、西日本高速道路株式会社では川の中の地形を測り、速やかに現場条件等を確認し、厳しい現場条件の中で海上作業などへの影響について慎重かつ総合的に把握するため、一定の期間を要したと聞いております。

約2か月半後の11月7日には、第2回会議が開催されまして、西日本高速道路株式会社から工事工程の検証を行った結果、2年の延伸、2021年度末の供用を目指すということが示されたところでございます。

これにつきまして県といたしましては、7月の第1回の会議までは西日本高速道路株式会社からいろいろなやり方、例えば、プレキャストセグメント工法ということで、そこで橋の上部工を作るのではなく、よそで橋のパーツを作って、それを運んで組み立てるという工法なんですけど、それを採用したり工事用の架台を付けたたりして、工期短縮等の試みによりまして、平成31年度の完成を目指していると聞いておったところでございます。

7月25日の第1回の会議におきまして、どうしても想定以上の難工事であり、検証を行うことが必要ということが示されて、多少の遅れは予想しておったところでありますが、11月7日の第2回連絡会議において、開通時期は2年遅れるということが示されたところでございます。

これにつきましては、強風や高波による気象の条件による作業の中止の時間、そのほか当初の想定では、浚渫の作業を一番初め、工事に掛かるときにだけ実施していたらよいと

思っていたのですが、毎年工事が休む出水期、要するに夏の期間、台風の間を避けたところにおいて砂がたまるような形になりまして、台船で施工できないということで毎年浚渫作業が必要になるということ、あと河川内の工事のため、年間のうち約5か月間は工事ができない期間というのもございまして、そういうものを勘案しましたところ、開通時期が2年延伸されるということになったと聞いております。

この2年延期につきましては、昨今の異常気象により、想定以上の厳しい強風や高波による影響を受けまして、作業の中止や浚渫の追加など発生したということであり、やむを得ないと考えておるところでございます。

しかしながら、横断自動車道は本県の経済・産業の発展や観光振興はもとより、平時の救急救命や災害時の緊急輸送道路として非常に重要な社会基盤でありまして、県民からも早期供用への期待が大きいということもございまして、西日本高速道路株式会社には、関係機関の調整や最新技術の駆使により、工期の短縮を図っていただき、一日も早い供用を要請しておるところでございます。

県といたしましても、可能な限り調整や協力を努めてまいるとともに西日本高速道路株式会社や国土交通省とも連携いたしまして、早期の供用が図れるよう全力で取り組んでまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

岸本委員

今の原因というか、私はものすごい違和感を持っている。

7月25日ですか連絡協議会の第1回を開いた、検証する必要があると向こうにそう言われたと。そしたら今答弁にありましたように1か月、2か月ずれ込むかもしれませんと、2年もずれるといたら検証するも何もないと思うんですよね。どんなに検証してそれまでは出来るけど一生懸命調べたら2年伸びましたなんてどんな検証やと思いますわ。

西日本高速道路株式会社と国土交通省がされているので、皆さん方はそうかそんなことも起こり得るんやなど、皆さん方がそう思った瞬間に、そこに住んで経済や社会生活を営んでいる人は、皆さん方が防波堤にならないと、そこでOKしたらもうそこで全員OKですわ。どうしてくれるのかということについて、皆さんに知事や副知事がどういう指示を出されましたか。

遠藤高規格道路課長

11月7日に第2回連絡会議がございまして、そこで2年の遅れというのが発表されたところでございます。

その日に持ち帰りまして、庁内で協議した結果、翌8日には知事のコメントを發出さしていただきました。その中におきましても、先ほど、私が申し上げたような知事からのコメントを發出させていただいております。

岸本委員

気象状況がそうしたことで仕方がない、仕方がないって橋を作るときには環境調査から風速から事前に調べるでしょう。台風が今年たくさん来たといっても、毎年来てることであって、1回の台風で1週間、砂を取るのに1か月。1か月遅れましたということなら話

は分かるが、2年遅れると気象状況がどうのこうのなんて、事前調査もせずに計画をしたのかということを知りたいのですが、それはどうなんですか。事前調査はそんな甘い調査ですか。

知事がコメントを出したと、思わぬ災害で2年遅れますと先ほどおっしゃっていただいた答弁になっていると思うのですが、副知事なんかどういう指示してるんですか。国土交通省から来られて専門家じゃないですか。橋を見たら我々素人は、ああ、出来てきていると思いますが、専門家が見たらちょっとおかしいぞということになるのではないかなと、ならないのかも分かりませんが、それに対してコメントを8日に出したと言われてますが、それ以降、皆さん方に対してどういう指示を出したのか、指示が出てないのかお尋ねします。

遠藤高規格道路課長

もちろん、持ち帰りまして、副知事等にも御相談差し上げた結果、先ほど言いましたように、異常気象により想定以上の強風や波浪による影響ということでやむを得ないと考えておるが、県民の期待も非常に大きいことから一日も早く供用するように要請しろと、なおかつ、県としてもスムーズに工事が進むように協力しろという御指示を頂いたところでございます。

岸本委員

一日も早く頑張ってくれよと、これ指示じゃないわね。一日も早く頑張るために何をするのかと、また二度とこういうことが起こらないよう何をするのかという具体的な指示はなかったのですか。

次回の付託委員会までにその知事、副知事から今後についてどうすると、一日も早く完成させるためにどうするのかというコメントをもらっていただきたい。付託委員会で結構です。

何せね前は最大1年5か月で完成ですよ、最短でしたらあと5か月で出来るんです。年度ですから最長1年5か月、それが2年延びる。7月に調査してみないと分かりませんと、それが11月に発表して2年ですよ。どんなに考えても、どこに責任がと言われたから、うちの責任じゃないですと。これ県民からしたらもう言われっぱなし、どこまで抵抗してくれたのかと、どこまでどんな要望してくれたのかということになるろうかなと思うのですが、今後については、どういう形でやっていくんですか。工法を変えるのか、一日でも早くするためにどういう形でやっていくのか、そのへんについて考えがあったらおっしゃってください。

谷本県土整備部次長

どうやって工期を一日も早く短縮するのかという御質問を頂いております。

今、西日本高速道路株式会社といろいろ協議を行っていますが、考えられる方法としては、今まで出水期の6月から10月は工事ができない期間でありましたが、これをどうにか工事ができるようにする。また、一部で夜間で施工できないかどうかそのあたりの検討。当初は初めの1回掘ったらそれで浚渫は終わりという判断だったのですが、毎年台風や高

波の影響を受けて河口が埋まってしまい、それを取りのけないといけないので、その浚渫をどう有効活用していくかを西日本高速道路株式会社、国土交通省、また地元と調整して一日も早く完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

岸本委員

また一日も早くということですが、今の答弁の中で出水期6月から10月ですか、その間工事ができないと。そしたら台風が2回、2回来たからという理由に当たらないですよ。その間は当初からできないということで見ているのだったら、2年も遅れるこの感覚が、もう私なんかには余りこう理解できないと思います。

いずれにしても工法に間違いはないのか、手順に間違いはないのか。そのへん県としての考えをもっと先方と話をさせていただきたい、国にも要望させていただきたい。そして、一日も早くできるのであるなら、一日早く出来ましたと言って広報させていただきたいと思います。

そして、結果起こってしまったことについて関連各所、例えばマリンピアなんかは産業団地じゃないですか。企業の設備投資それから高速道路ができるからトラック1台増やそうかという考えにもなるでしょうし、社屋をどうしよう、新たな顧客をどうしようと、もちろん資金も要りますよね。そしたら資金を考える上でも1年5か月しかない中で考えてたらもう計画を立てますよね。それが2年遅れたらこの間の利子だけでもどうしようかという話にもなる。この地元に対しての説明や配慮というんですか、そのへんはもうされましたか。

遠藤高規格道路課長

先般、近隣の企業関係者にもヒアリングさせていただきまして、開通時期を見越して設備投資やいろいろ人を増やしている会社も中にはあるだろうと聞いておりまして、民間企業にとりましては、開通時期が延伸されるという影響は多々あるかとは考えてはおりません。

また、特定の会社からは、一応増加を見込んでいたが、期待外れだったという声も聞かせていただいておりますので、私どもといたしましても西日本高速道路株式会社と協力しながら一日も早く供用させていただきたい。そしてまた、その開通の日が決まりましたら皆様にも早く御報告させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

岸本委員

今後の連絡会議の開催予定はどうなんですか。

遠藤高規格道路課長

今のところ、第3回がいつになるかというのは聞いておりません。

岸本委員

西日本高速道路株式会社、それから国土交通省とは2か月に1回ないしは、3か月に1

回と進捗確認をしないと、これザルみたいな話じゃないですか。もうあと1年で出来る、それが3年ですわ。そんなもの2か月に1回でもチェックして、連絡会議をしてその内容を広報する。今は順調にいつているとか、ちょっと早まりそうだとか、時期を明示できなくてもやらなくてはならない。

そのへんの指示は当然、副知事あたりからあると思ってましたが、まだ会議の予定もないというのでは、もう終わったことかのような話になっていますので、それを一日も早く縮めるということであるならもっと連絡会議をして、その全部の砂がたまるのだったら半分ずつやるとか、手順を変えるとか、そういう工夫をしないと、仕方ないではもう本当に仕方ないですよ。

皆さん方の段階が本当に壁ですわ。我々委員としては逐一情報を聞いたりしておりましたが、まさか2年とは思ってなかったものですから質問させていただきましたが、このことについては、もう向こう任せにはできないということで、もっと乗り出す必要があると思います。

それから、まず、マリンピアー津田のほうは、先に出来上がるわけですが、津田のほうは貯木場を埋立てして企業誘致をしようという計画で進んでますが、徳島東インターチェンジ徳島ジャンクション間が出来なかったら、その売却についても影響はどうなんですか。全然ないんでしょうかね、今のところ。

久米運輸政策課長

津田地区で貯木場を埋め立てて企業誘致を図っていこうという工事の進捗、それに対する高速道路の遅延の影響ということの御質問かと思えます。

御質問の埋立工事は、津田地区活性化整備事業で平成29年6月から埋立工事に着手し、平成31年度末で埋立を完了して、その後、道路や排水とかそういった場内整備を平成32年度に行うという、平成32年度までの工事で事業着手しております。

ここにつきましては、津田インターチェンジができるということでございますが、津田インターチェンジから徳島東インターチェンジ間は国土交通省の新直轄事業ということで、予定どおり平成32年度の供用に向けた事業進捗を図っていくとお聞きしております。県といたしましてもこの平成32年度の供用開始に向けて、津田地区活性化整備事業にも着実に進めて取り組んでまいりたいと考えております。

また、売却への影響ということの御質問でございますが、この売却につきましては本年8月から9月にかけて、進出希望があるかどうかのアンケートを県内外の事業者に対してさせていただいております。その結果は、埋立面積をはるかに上回るような需要があると考えているところではございますが、おっしゃるとおり影響がないということは言い切れないところはあろうかと思えます。

ただ、平成31年度末に埋立が完了し、その後、土地売却に至るまでに徳島市によります埋立地の区域編入の手续ですとか、土地の登記、そういった様々な手続が必要となってまいりますし、売却後も工場や倉庫の建築期間がそれなりに必要と考えております。そうしたことを考えますと工場や倉庫の実際の稼働と高速道路の津田インターチェンジから北側への全面開通の時期としては、それほど大きなタイムラグがないのではないかとということも予想される場所ではございますが、ただ、その影響は最小限にしなければいけないと

ということで、先ほど高規格道路課長の答弁にもありました、知事からも一日でも早く供用していただくよう要請をさせていただいているところでございます。

岸本委員

最後になりましたが、いつもでしたらその決意ということでお話をお聞きするのですが、決意は付託委員会の際に副知事のコメント決意をもらってきていただけますか。

どうする、どういうふうに一生懸命取り組むという決意を持ってきていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

谷本県土整備部次長

先ほど岸本委員から、県民がすごく期待してたのに2年も伸びる、1日も早い完成に向けて工程調整、一生懸命やれという御意見を頂きました。

今も、引き続き西日本高速道路株式会社、国土交通省とどういった具合に工夫したら工程をできるだけ縮められるかという調整をやっているのですが、今後とも国、県、西日本高速道路株式会社の3者で密に工程会議を開きまして、一日も早く供用できるよう頑張っていくしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

岸本委員

遠藤高規格道路課長は、連絡会議は今のところ未定だと。谷本次長は今日一日も早く開くと言っていますが、もっと本当に真剣にこれいつ開くと。そしたら付託委員会の際に2か月に1回開く、3か月に1回開く、そして開いた結果を住民の方に説明する。そういうことをきちんと言わないからいけない。もう一日も早くって、そら誰でも一日も早くとその気持ちは分かりますわ。私よりも皆さん方のほうがそうでしょう。そうだと思います。ずっと県土を守ってきたんだから。だからその初心に、今の思いにちゃんと応える行動にさせていただきたいと思っております。

谷本県土整備部次長

県民に見えるような形で、国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社それぞれに事業進捗ということを、いつ工事発注して、どんな工事を実施しているかを公表させていただいているのですが、もっと県民の皆様に分かりやすい形で広報活動という点にも力を入れて、皆さんに見える化を図っていきたくて考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

長尾委員

6月の事前委員会で質問して検討するという答弁を頂いたわけで、お聞きしますが、一つは徳島の道路の交差点に地点名が表示をされていないということで、これは県外の人はもちろん、県内の人でもそうですが分かりやすく表示することが大事だということで、まずは、県道の交差点に地点名の表示を検討すべきと申し上げたのですが、この検討状況をお知らせいただきたいと思っております。

森野強靱化・安全対策担当室長

さきの6月事前委員会におきまして、長尾委員から2020東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、交差点への地名標識の設置について、モデル地区を定めて取り組んではどうかと御提言を頂き、県内の設置状況や他県の事例、情報収集を実施したところでございます。

県内につきましては、国道、県道の横断歩道橋などで文字サイズが30センチメートル程度の地名標識が、直轄国道におきましては信号機の張り出し柱にサイズの小さい地名標識が各々の所々に設置されているという状況になっております。

一方、四国の状況を確認したところ、高知県におきましては市内の主要交差点に目印としてアルファベット1文字を設置して、道案内を外国人の方にも分かりやすくしようという取組が今進められているところでございます。

その他の愛媛県、香川県につきましては、主要な交差点の信号機などに文字サイズ20センチメートル程度ですが、地名標識が幾つか設置されている状況でございます。

もう一方、大阪府、近畿地方の幹線道路などでは、どのようになっているかということで、長尾委員からお話がありましたとおり、文字サイズが若干大きい30センチメートルの地名標識が設置されていることを確認しており、御指摘のとおり大きな交差点地名標識は、遠い所からでもドライバーにとって大変見やすいような状況になっていることを確認したところでございます。

長尾委員

他県とか調べた状況の報告がありましたが、その上で徳島県内にモデルとして、どこに設置をするという検討についてはどうなんでしょうか。

森野強靱化・安全対策担当室長

先ほど申しましたように、調査結果からも大きな交差点地名標識、30センチメートル近くの地名標識というのは、ドライバーにとって大変見やすいものとなっていることから、まずは県管理道路の内、徳島市内の大きな交差点で今年度末をめどに、地名標識の試験的な整備を行いたいと考えております。

具体の箇所としましては、徳島鴨島線吉野橋東詰の交差点と田宮街道、徳島鴨島線と徳島引田線の交差点、NTTのある辺り、それと最後に徳島環状線と徳島北灘線の交差点、四国三郎の北側になりますが、その3か所で今年度内に整備を進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

今の3か所は、大変交通量の多い所だと思いますので、まずそこで年度内に設置をするという取組を評価したいと思いますが、この3か所をまずモデルとして設置をする。東京都は2020年があるから、それに向けてそうした整備をやろうという大きなプランを立てているわけですが、本県もまずモデルをやって、その後については私は全県的にやるべきだと思っている、せっかくモデルとしてやるわけですから。

モデルとしてやってみて、その後どうしたいという考えについてはどうでしょうか。

森野強韌化・安全対策担当室長

まずは、今の3か所できるだけ早期に整備に着手いたしまして、整備に係る課題とその効果を検証いたしました後に、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、長尾委員に御提言いただいた交差点地名標識をはじめとします、分かりやすい道路標識の整備拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

分かりました。是非、徳島の道は分かりにくいということではなくて、また今はナビゲーションとか付けてる車がほとんどでありますから、そういったナビゲーションにも交差点の地名が表示されるようになることを願っているところでもあります。

それからもう1点、6月の付託委員会でも質問したのですが、いわゆる東京オリンピック・パラリンピックで障がい者の方々が社会に出る。そういう中でエスコートゾーンという、例えば視覚障がい者の方にとって横断歩道にそういう表示をするということが、今徳島県内は矢三の徳島県障がい者交流プラザと徳島科学技術高校の間にあるのですが、あれも大変今はもう薄くなってるという状況もあります。エスコートゾーンに対する整備というか、新たな設置、そういった検討についてはどうなんでしょうか。

森野強韌化・安全対策担当室長

エスコートゾーンの整備につきましては、6月の付託委員会で、必要な所から整備を行いたいと回答させていただいたところでございます。現地を確認したところ、障がい者交流プラザ前について、既設のエスコートゾーンが傷んでいることから、修繕を実施したいと考えております。もう一つは、徳島駅周辺の国道438号の藍場浜公園前で、新たに整備を行いたいと考えております。

長尾委員

今ある徳島科学技術高校の前の分はやり直す。新しいのは徳島駅周辺では藍場浜公園の所にやる。これはいつまでにやるということなんですか。

森野強韌化・安全対策担当室長

今のところ、年度内を完成目標に進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

分かりました。さっきの地点名表示と同じですが、これについても他に必要な所があるかどうか。こういったこともよくまた検討し対応していただければと思います。

眞貝委員

旧吉野川流域下水道の指定管理でお聞きしたいのですが、平成31年度から5年間の指定管理料が出てますが、これ平成31年度から平成32年度に跳ね上がってますが、これはどういうことですか。

三好水・環境課長

指定管理費が平成32年度から若干増えていますが、これは処理水量が増加するためであり、現在は指定管理の中での事業で16時間運転となっております。それが、平成32年度から24時間運転に切り替える時期でないかと今考えておるところです。それは水量によって変わってくるのですが、今のところ平成32年度には24時間運転に切り替えるべきだと考えておまして、このため維持管理費が増加するものです。

眞貝委員

これは水量が増えた時点で24時間運転に変えると。平成31年度に1市4町の中で延伸があるなり、接続の数が増える見込みがあるというのは1市4町のほうから何か提案が出てくるのですか。

三好水・環境課長

今の水量につきましてはこの5年間の見込みといたしますか、市町村から頂いております。その数字を集計した中で出している数字ですので、市町村からこれ以上に水量が上がってくることがあれば、水量に合わせての若干の変動は協定の中で結んでおりますので、そういう話になってくると思います。

眞貝委員

これももし水量が増えなかったらどうなるんですか。

三好水・環境課長

水量が増えなかった場合は、水量が16時間運転でいける場合は、それによってまた金額を減額するような方向になると思います。

眞貝委員

結果によっては金額が変わるということで分かりました。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

午食により、休憩いたします。（11時52分）